別記様式第４号（第５条第２号関係）

その１

景観形成基準への対応説明書

|  |  |
| --- | --- |
| 届出（通知）者氏名 |  |
| 行為の場所 |  |
| 地　域　名 | □ 市街地域 |
| 行為の種類 | □ 建築物　□ 工作物 |
| □ 新築又は新設　□ 移転 　□ 増築 　□ 改築  □ 外観の変更（□ 修繕　□ 模様替　□ 色彩の変更） |

【建築物・工作物】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 景観形成基準 | | 対応状況の説明 |
| 位置・配置 | 【景観資源への眺望確保】 | |  |
| □ | 視点場や周辺の眺望道路から景観資源を眺望した際、その視野や視角を大きく遮る位置に建築物及び工作物を建設しない。 |
| 【周辺景観との調和】 | |  |
| □ | 街なみの連なりを大切にし、道路からの後退距離や建築物の向きを周辺建築物と揃える等、可能な限り連続性を保つよう努める。 |
| 【豪雪への対応】 | |  |
| □ | 落雪が隣地や接道に影響を与えないよう、倶知安町建築物等に関する指導要綱に基づく後退距離を確保する。 |
| 規模 | 【景観資源への眺望確保】 | |  |
| □ | 視点場や周辺の眺望道路から景観資源を眺望した際、その姿を大きく遮る規模の建築物及び工作物を建設しない。 |
| 【周辺景観との調和】 | |  |
| □ | 街なみの連なりを大切にし、建築物及び工作物の規模は周辺建築物との調和を保つ。特に周辺の眺望道路から見た際、街なみが形成するスカイラインから突出しない。 |
| 形態・意匠（色彩） | 【周辺景観との調和】 | |  |
| □ | 形態意匠について、一定のルールや統一感をもって街なみが形成されている地域においては、その地域の特徴を十分調査把握したうえ、統一感や調和を乱さない形態意匠を用いる。 |
| □ | 一団の敷地内に複数の建築物及び工作物を建設する際は、形態や意匠、色彩に統一感をもたせ、全体としてまとまりのある姿とする。 |  |

（裏面）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 景観形成基準 | | 対応状況の説明 |
| 形態・意匠（色彩） | □ | 外観は使用色数を抑え、近隣建築物等の色彩と調和する色彩を用いる。原色や高彩度色（＝けばけばしい色）はアクセント(見付面積の1/5程度）に留める。 |  |
| □ | 近隣建築物より規模の大きい中高層建築物を建築する際は、道路に面した側を低層にする等、道路から見る街なみの連続性を保つ。 |  |
| 建築物・工作物の附属物 | □ | オイルタンクや室外機、キュービクルなど附属設備は、道路等からの人目につく配置を避ける。困難な場合は、修景や建築物と調和した意匠により目立たせない。 |  |
| □ | 塀・柵は高さを抑え、自然素材や生垣を利用するなど、可能な限り周囲への圧迫感を軽減する。 |  |
| □ | 門は高さ、幅を最小限に抑え、本体と調和した意匠とする。 |  |
| 緑の保全 | □ | 敷地内の既存の樹木や草花は、可能な限り保存し、修景に活かす。やむを得ず伐採する場合は、新たな植栽や補植により、緑を確保する。 |  |
| □ | 樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。（風倒木や支障木の処分、枝払い等必要な管理を除く） |  |
| 堆雪スペース | □ | 敷地内に堆雪スペース等、雪処理に必要な空間を確保する。堆雪スペースは積雪期以外の景観も配慮し、緑化修景を行う。 |  |
| 緑化修景 | □ | 敷地内は積極的に芝生や樹木、花壇等で緑化を行い、落ち着きと潤いの創出を図る。 |  |

注１　景観形成基準は、当該行為について該当する項目の□内にレ印を付すこと。

　　２　対応状況の説明は、景観形成基準に具体的にどのように対応したかを記載すること。